

## 京都家庭裁判所委員会（第32回）議事概要

### 1 日時

令和元年6月24日（月）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

京都家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

石原智香子，植屋伸一，大島由紀子，川田良作，小池覚子，小松琢，佐藤卓己，目黒重幸，山上真由美，山口隆範，山口基樹（五十音順，敬称略）

（京都家庭裁判所職員）

大杉首席家庭裁判所調査官，大垣家事首席書記官，藤井少年首席書記官，中野主任書記官，関主任書記官，藤井事務局長，浅野事務局次長，児島事務局総務課長，谷村事務局総務課課長補佐，大瀧事務局総務課庶務係長，吉畑事務局総務課庶務係員

### 4 テーマ

成年後見制度について

### 5 議事概要

#### (1) 開会

#### (2) 新委員の紹介等

#### (3) 前回の委員会後の取組状況報告

裁判所から，前回の委員会での意見に基づきア～オを実施し，カについて実施に向けて準備をしている旨報告した。

ア 各事務室に案内と同じ番号を大きく表示し，壁からの突き出しサインとした。

イ 待合室で流しているDVDを変更した。

ウ 身障者用の駐車スペースを示すカラーコーンを設置した。

エ 車椅子やベビーカーを備え置いていることや設置場所について，正面玄関の入口のドアに表示を行った。

オ アンケートの回収について，毎週1回収していたものを毎日回収することにした。

カ 正面玄関のスロープを利用される方のためのインターフォンの設置。

(4) 議事・意見交換 (◎は委員長, ○は委員, ●は裁判所からの説明)

冒頭, 裁判所から成年後見制度について説明の上, 次の3点について意見を求めた。

ア 成年後見制度について, 一般的な理解の実情は?

イ 成年後見制度を広く利用してもらうために家庭裁判所ができることは?

ウ 「利用促進基本計画」が社会に根付いていくためには?

- ◎ 裁判所から求められた上記3点に絞って議事を進めたい。まず1点目の, 制度がどの程度一般に知られているのか, について意見を伺いたい。
- 診療所や特別養護老人施設などでの臨床の際に, 利用する必要があると思われる人に制度を紹介することがあるが, 結局, 当人がたいへんなことになって初めて制度を使おうということになるのがほとんどであるというのが実感だ。特に任意後見制度については, 利用者に出会ったことがない。
- 私自身や学校教育現場を考えてみると, 成年後見制度という言葉は知っていても内容は十分に理解されていない。補助や保佐というランクがあることは全く知られておらず, 成年後見というのも, どうしようもなくなった人が助けてもらっているという理解であるのが実情である。
- 私も言葉は知っていたし, 内容も新聞に載っているくらいのものは分かっていた。今回の説明を受けて, 後見人等に選任された人は, その役割に重い責任を負わされるが, ボランティアで活動するのか, 何らかの手当が支給されるのか, 支給されるとすれば財源は法務省のものなのか, 地方公共団体のものであるのかが気になった。
- 検察庁では, 最近, 被疑者の社会復帰支援に力を入れている。被疑者の中には, 認知症が疑われる人や, 自分ではきちんとお金の管理ができず, すぐお金を使い切ってしまうのは万引きを繰り返す高齢者がたくさんおり, そういう人々をどう支援していくかということを考えているところである。実際は, 社会福祉士の面談をうけてもらい, 家族を呼んで, これからどのように環境調整していくかということを考えていくのだが, そこには, 成年後見制度を利用したほうが良いのではと思われる人がたくさんいる。しかし, 検察庁で後見の申立てまでもっていくのはなかなか難しいところで, 包括支援センターや社会福祉協議会などを紹介しているが, その後, 成年後見の申立てをしているのかどうかは分からない状況である。ただ, 成年後見制度の利用が必要だと思われる人が多数いるというのが実感である。
- このごろ成年後見制度については, それなりに新聞紙上に掲載されるので, 名称は熟

知されてきたと思う。実際に制度を利用する場合は、どのような義務が発生するのか、  
手続費用などについての不安感があり、利用されにくいと考える。預金の引出しや、  
不動産の売却手続が本人自身でできなかつた状況で、成年後見制度利用のきっかけとな  
るといふ事案が多い。

- 費用は、申立手数料として収入印紙800円分、後見が開始された場合の登記の嘱託  
手数料として収入印紙2600円分のほか郵便切手3380円分を納めてもらうこと  
になる。なお郵便切手は、余ればお返す。また、申立時に提出する診断書を取得  
するのに費用がかかると思われる。御本人の能力の衰えの程度について診断書だけで  
判断できない場合、医師による鑑定の手続が必要となり、鑑定費用として5万円程度  
必要になる。裁判所の手続費用はそれほど多額ではない。

なお、選任後の後見人等に対する報酬は、本人の財産からお支払いするのが原則とな  
っている。

- 後見人の報酬は本人の財産から支払われるということだと、そもそも制度の目的が本  
人の財産管理なので、財産から報酬を払える人しか制度の利用ができないということ  
になるが、高齢者の中でこの制度を利用できる人はどれくらいの割合と見積もりして  
いるのか。

◎ 要するに、お金のない人がこの制度を實際上利用できるのかということによいか。

- 例えば、収入がなく生活保護を受けているような方に専門職後見人が選任され、報酬  
を払わなければならない場合、地方自治体が実施する支援事業により一定額を援助し  
てもらえる。また、親族が後見人等になる場合は、報酬を請求されないことが多い。

◎ どのようなきっかけでこの制度を利用されるか、経験上から何か披露いただけないか。

- 経験でいうと、金融機関から制度を利用したらというアドバイスを受けて相談にくる  
人、また、福祉関係から契約を締結するにあたり後見人の選任が必要だと言われたこ  
とで相談されるケースが多く見られる。

- 今言われたことのほかに、先ほども話のあった刑事事件の関係で、高齢者や認知症の  
人で、これは何とかしなければと思ひ、申立てを促すことがある。ただ、誰が申立て  
をするのかということが結構難しく、その人のことを真摯に考えてくれる親族が身近  
にいればいいのだが、遠い親戚であるとか、後見人になると余計なことにかかわって  
しまうことになる、また、他の親族から何か言われるのではということとなり手が  
ない場合、申立てまでのハードルが非常に高くなり悩ましいところである。自治体や、

それから検察官も申立てができるはずなので、適任者がいない場合は、そういう申立てがうまく使えたらと思う。

- ◎ どういうきっかけで誰が申立人となるかは、実際には大きな問題である。次に2番目の論点について、この制度を広く利用してもらうために家裁ができること、また家裁に限らずどうしたら利用が広がるかを議論したい。
- パンフレットの5ページをみると、あまり制度の理解がない者には、認知症、知的障害、精神障害、発達障害でないと利用できないように読めてしまう。だから、それらを受け入れない者は、この制度は利用しない。単に高齢等により判断能力が十分でないであると、自分もそうかなあと思うかもしれないが、この記載では自分は使えないのかなと読めてしまう。
- ◎ 周囲の人は制度利用の必要性を感じていても、本人は必要ないと考えているケースはありそうだ。
- 今の指摘は的確で、これは保佐、補助が利用されていない原因だと思う。後見の場合、本人の能力低下がひどく進行しているので周囲の者が申立てをすることができるが、保佐、補助の場合、本人が同意していないと周囲の者がむりやり申し立てるのは難しく、件数が増えていない原因はそこにあると考える。
- ◎ この場合、どうすれば利用につながるのか。
- これらの症状がなくても判断能力が落ちたらこれらの制度が利用できるのだから、「理由のいかんを問わず、判断能力が十分でない方」というような表現がいいのではないか。このように条件を限定されると誤解されるのではと思う。
- 最近、高齢者の運転免許証の返納が話題になっているが、この後見制度についても、高齢者が「自分なりに判断できているか、判断が充分できない」と思ったときに、補助、保佐の制度も考慮して申立てることも可能であるとPRすればよいと思う。
- 先ほどのパンフレット記載の指摘はもっともだと思った。判断能力が衰えたときに、相談する場所があるとか後見制度の窓口があるとかの情報を広く浸透させ、あまり使われていない補助、保佐の利用者をもう少し増やすことで、後見制度に移っていくのがもう少しスムーズになっていくと思う。このパンフレットの文言をみると、難しく考えがちだが、一般の人にとっては、判断能力が衰えてきたという時点で、こういう制度があるというのが広くわかるようになればいいと思う。
- 病院へ家族に連れてこられ、あるいは自ら来ることもあるが、そこで能力を評価して、

病気かそうでないかを判断している。そのとき、必要性が低かったら成年後見制度を病院では紹介することはない。認知症を専門に取り扱っている医療機関に来た付き添い家族がそこに配架されている後見制度のパンフレットを見て、こんな制度があるんだ、将来に備えて任意後見制度を利用しようか、などと考えることもあるだろうし、本人が見て制度利用につながる時もあるだろうし、そういう病院やあるいは知的障害や発達障害の問題での支援就労施設や作業所など、潜在ユーザーがいるところを重点的に制度の広報をすると制度利用につながると思う。

◎ 裁判所では、一般の人に対する広報はどのように行っているのか。

● 最近では、昨年10月に実施した法の日週間行事で、一般の方向けに制度の説明会を行った。また、説明会の申込みが団体等からあれば、裁判所で説明会を行う機会を設けている。

◎ 説明会の実施頻度はどのくらいか。

● 昨年は、大学や市町村からの申込みがあり、計3回実施した。今年は、市町村や社労士会の申込みに対し現在まで4回実施した。

◎ 参加者は、一般の人か団体の関係者等か。

● 市町村や市町村社協の場合はその団体の職員や、場合によっては民生委員が出席している。大学の場合、ゼミ生が先生の引率で来ることが多い。

○ 困ったことがあると区役所や市役所に行くというのが、一般の人の考え方なので、先ほどのパンフレット等は区役所等身近なところに置くことが効果的と思うが、それを家裁だけで行うのは困難なことだと思う。これからますます高齢化社会になっていく状況で、弁護士会、司法書士会、社会保険労務士会、行政書士会などいろいろな関わっている団体と制度周知の協力態勢をとっていけるような連携があればよいと思う。

○ ユーザーのいるところに情報提供をするという発想で考えると、先ほどもあった高齢運転者の交通事故について、最近マスコミがよく取り上げている。本当は高齢運転者以外の交通事故も多数あるのだが、そこばかりピックアップして取り上げるので、高齢者が、免許を返納しなければという思いが醸成されていく。そういう効果があることもマスコミの一つの役割だと思う。同じように、後見人がいないことで何か事件が発生し、それをマスコミが取り上げられるような機会があった際に制度の周知活動をするのも効果があると思う。また、今の話2つをリンクさせて、免許を返納される人に後見制度のパンフレットを配布する。それは、失礼なことかもしれないが、返納者

が次のステップを考えるにあたり、後見等の情報を流すのもユーザーのいるところに情報提供をするというものの一つだと思う。

- ◎ 自分は正常だと思っている人に、この制度が本当は自分自身のためになるのだということを知ってもらうのが必要で、そのためには、何らかの知恵がいるのではと思うが、どうか。
- 先ほどから出ているように、制度の名前は知っているが、どう利用したらいいのか分からないというのが実情だと思う。まずどこに相談すればいいのか分からない。裁判所の説明に、中核機関の話があったが、将来的には、この中核機関が一次的な窓口になっていくのか。ここに行けば、ワンストップで相談から手続のアドバイスまでをしてもらえるとということになれば、利用しやすくなる気がした。
- 私も制度の枠組みは知っているが中身はよくわからない。この制度を利用したらこんないいことがあるのだということが思いつかない。つまり、制度はあるが利用者が少ないというのは、それを利用したらどんなメリットがあるのかという具体的なイメージが湧かないということである。例えば、振り込み詐欺で奪われたお金が後見人によって取り戻されたとか近所のトラブルが後見人のおかげで解消したなどの事例が新聞やテレビのワイドショーで報道されれば具体的にメリットを感じて制度利用につながるだろうが、このパンフレットのような抽象的な記載だと「うちにはそんなお金はないなあ」というようなレベルでスルーされてしまうのではないかと思う。
- ◎ 成年後見制度を使って、こんな良い事案があったというようなことを披露いただけないか。
- 少し話がずれるが、今、未成年後見人をやっている。多くの人は、後見と聞くと高齢者を想像するだろうが、未成年後見という制度もある。それがどういうもので、どんな実態かということはほとんど知られていない。未成年後見人は、疲弊するくらい本当にいろいろなことをやっているのだが、そのあたりがほとんど知られていない。なぜ知られていないのかというと、御節介をやく人がどんどん減ってきているからだと思っている。こういうふうにしたらこういうメリットがあるからやりなさいというふうに背中を押す人がいない。また、現在は情報があふれていて、何かするとすぐたたかれてしまう世の中になっており、そういう御節介をやくと、自分が何か攻撃されるのではないかと考える風潮もあるので、ますます、未成年後見も成年後見も利用されない。また、後見人の引き受け手も、特に未成年後見の場合は少ないという実態があ

る。未成年後見，成年後見とも小さいころからの教育で，制度の内容，メリットを教えることが重要であると思う。父母，あるいは祖父母が困っているときにそういう教育を受けた子どもがいたら，その意見で後見制度の利用に繋げていくこともあるだろうし，小さいころからの教育によって，こういう制度は根付いていくと思う。大人の世界でも，病院や市役所などそれぞれの機関で御節介な人が増えて，後見制度の中身やメリットをきちんと説明すれば，この制度は社会に根付いていくと思う。

◎ 御節介な人がどんどん増えて優しい社会になっていったら，この制度のメリットも増えていくという関係にあり，まずは，関わる人が御節介にならないとだめだということか。

○ そのとおり。未成年後見は御節介の典型で，子ども自身がしっかりした判断能力がなく，また，親族などが尻込みをしている中，子どものために，本当にボランティア感覚でやっている。ただ，この未成年後見は20歳までしか利用できず，20歳を過ぎたらどうするのかという問題があり議論もされているが，結局みんな尻込みしてしまい解決に至らない。私自身，20歳までだから一生懸命やっているが，20歳を過ぎて，この後補助，保佐として引き続き関わっていくのは本業との兼ね合いもありなかなか難しい。そのかわりにできることは，関係機関でケース会議を開いて，キーマンとなる人あるいは場所を探していくことだけだと思っている。

◎ 裁判所で担当していて何か意見はないか。

○ 個人的な考えだが，教育の力が大きいのではないかとと思っている。今の段階で中核機関がうまく機能するにはどうするべきかというのは大人の知恵で乗り切るしかないが，これが社会に根付いていくためには，例えば，学校の保健の授業で，薬物はいけないと教えているように，判断能力が衰えてきたら後見という制度を利用できるということも教えていかないといけないと思う。教育の役割は大きいと考えている。お年寄りがいる家庭で育った人は，何らかの知識を手に入れる場合もあるが，そうでない人は知識を手に入れることがあまりできていない社会が問題なのかもしれない。家裁委員の方々を始め，ボランティア精神をお持ちの方もたくさんおり，まだ御節介な人はいるといふうに実感している。それらが残っている今の段階で，この制度がどう社会に根付くのかを考えなければならないと思う。各委員には，それぞれの立場で，御協力いただければと思う。

○ これからの若い人達がこの制度により馴染むのはよいが，今の高齢者を対象とした教

育を早急に実施することが必要である。マスコミ等による振り込め詐欺についての教育はかなり進んでいる。同様に成年後見制度についても、自分のお金を大切に守って、老後の生活に有効に使うためにもこの制度を利用する教育をしてもらいたい。

- 広く利用してもらうために、専門職士会でも定期的に相談会を開催したり各自治体を含めて研修会を行ったりしているが、キーマンになるのは医師だと考えている。平成22年12月の当委員会でドイツの例が上がっている。ドイツの人口は当時約8,200万人で、うち世話人制度、日本でいう成年後見制度を利用している人は、130万人ほどいるとのことで、なぜ多数の人が利用するのかというと、医師が勧めるからだということらしい。また、補助、保佐の申立てが進まない理由としては、経験したことだが、ケースワーカーからこの人は補助等の必要があるので手続を進めてほしいといわれ本人に説明すると、本人は「自分はそんなことはない。」という。これでは、申立てをしたところで、裁判所での面接の際に同じことをいうだろうと考え、申立てを躊躇せざるを得ない。そのような人を納得させられるのは誰かということになるとそれは医師だと思う。後見人には、医療同意権がないが、ドイツではそれが世話人に認められているので、適切な治療を行うには当人に世話人を選任して医師が診療にあたるという流れがあるのだと思うが、日本ではその流れがない。このあたりが今後進んでいけば、制度利用者も増えていくと思う。ただ、これ以上利用者が増えて、家庭裁判所は大丈夫なのかとあってしまう。一生懸命やっているのは分かるが、急ぐ手続が目前に迫っているのに、予約してから1か月以上先に面接がなされ、そこから後見人が選任されるまでさらに1、2か月要するという現状で、これ以上申立てが増えたら、マンパワーが持つのかというのが心配である。成年後見制度を促進していくには、抜本的に何かを変えないと、家庭裁判所自身が疲弊するのではないかと考える。
- 認知症患者のメインの入口である神経内科ではなく、周辺症状がある患者が来る精神科の話であることを前提にいうと、浪費のため生活が成り立たなくなっている人や、今明らかに入院が必要なのだが親族がかまってくれず、誰かが同意しないと入院できない人については、成年後見の方にまわすようにしている。これはたぶん周りの医師は皆がしていることだ。だがこれはあくまで比較的必要性の高い人の話であって症状が軽い人にはこのようなことは行っていない。なぜなら、多少認知症の傾向はあるが、日常生活には影響がないという段階でも初期の認知症と診断することはあるが、その段階の人を全員成年後見に回していたら大変なことになる。だから、問題が出てくる

まで、あるいは本人から相談があるまで待っているのが現状だ。

- ◎ 裁判所の説明の中で、今後の検討課題として「本人の生活状況を踏まえ、診断内容についてわかりやすく記載できる診断書のあり方を検討している。」とあったが、これは、医師は非常に大事な役割を果たすという前提で、そのためには、本人について正確なたくさんの情報をできるだけもらった上で、医師がきちんと判断するという考え方なのかなと感じられた。医師も簡単には症状の判断できないと思う。とはいえ、医師の判断は多数の人が重く受け止めるので、医師はやはりキーパーソンだと考えるが、どうか。
- 超高齢化社会に向けて、利用促進基本法ができ、基本計画が成立した。そこでは、地域連携ネットワークを作って、地域の中でしかるべき相談窓口を作り、相談からマッチング、どういう人を選べばこの人にフィットするのか、をワンストップで行った上で、家裁に来てもらうという理想の形が一応示されている。その理想形に何年後にたどりつけるは分からないが、医師が、ちょっと認知症の傾向があるかなという人に、「補助・保佐の制度はこんなメリットがあるから、一度中核機関の相談窓口に行ってみたら」とアドバイスしてもらえそうな社会を目指しているのだと思う。今、5か年計画のちょうど真ん中の年だが、中核機関が立ち上がったところが京都府内で1か所という状態の中、2年後に向けて、どういう働きかけなり考え方をしていけば基本計画が社会に根付くのかについて意見をいただければと思っている。
- ◎ この制度にはこんなメリットがあるということ、腑に落ちる形でみんなにわかってもらわないといけないと考えるが、そのためにはどうしたらよいのだろうか。
- この制度は、そこそこ重いものだと考えていたが、もう少しゆるく適用していこうということか。例えば、ちょっとあやしいと診断した人に相談に行くようにいっても裁判所で認められないことはないのか。
- どの程度で認められるのかは法律の規定がある。例えば、補助の診断書が出る人で、本人が希望して、預貯金の管理だけを誰かに頼みたいというような申立てをしたら、補助人が選任される方向に進むと思う。ただ、「私は認知症ではないし、やりたくない。」といわれれば、本人の意思に反してまで選任することはできない。
- そもそもこの制度は、やや福祉のような概念だが、一方で財産管理など法律面もある。先ほど生活保護を受けている人も制度の利用ができるとの説明があった。そうすると、ある種の福祉の迂回路を作っているようにも思えるが、これはつまり、福祉の概念を

司法の領域まで拡張するという議論なのか。

- 例えば、生活保護受給者で事業所等に通っていてわずかでも収入がある人に、後見人等を選任して、生活保護費の減額手続や年金受給の手続をしてもらうことはあり、福祉と連携している部分は非常に大きいですが、肩代わりをしているわけではない。
- 福祉の側に後見人制度の利用を働きかければ、数はものすごく増えるのではないか。
- 福祉に関わる人は、ある程度こういう制度があることは分かっているし、裁判所の説明の「対応一覧」にあるとおり、いろいろな所に説明に行ったり、パンフレットを置きに行ったりということをしている。
- それは、積極的にいわゆる貧困者につけるということをお勧めのものか。
- そうではなく、どのような人でも必要な人には後見等の手続を利用できるということだ。
- だが、本当は、お金持ちよりもそういう人につける方が社会的に意味があるのでは。
- そこは、検察庁委員が言っていたのと同様の話で、次の犯罪を防ぐといった意味も含めてケアするというところに重なると思う。
- ただ、検察庁が法律上申立てをできることになっているのにしていないというのは、被疑者の財産権の制限になることを、国が積極的にどこまでやっていたのかという懸念があり、司法関係者が申立てをどこまでやっていたのかは難しい問題だと思っている。
- ◎ 生活保護を受けている人も、施設に入ったり、寝たきりになってベッドを購入するとかの場面で、契約を結ぶ際は、後見人等が役目を果たさないといけなくなる。
- それは、本人の財産から報酬を支払い、財産がなければ自治体が援助するということだが、豊かな自治体と貧しい自治体とでは大きな差が出るのでは。
- 京都市は、一番積極的に利用支援事業に取り組んでいるが、京都府下全部の自治体がそうなっているかといえば、むしろまだまだのところがあるので、そういった方の支援をどうするのかというのが大きな問題になっている。また、支援事業を定めていても、ホームページに公開されておらず、用紙も役所までいかないと手に入れられないという自治体がある。そういう状況にあっても必要とあれば成年後見人になるのだが、専門職後見人の場合、ほぼ手弁当ということもある。ただ、リーガルサポートという団体に、一定の金額の補助をするという基金があるのだが、現状としては、お金のない方の支援というのは難しいところがある。

- 高齢者に対しての、補助、保佐、後見の教育が必要であると同時に、必要な時の窓口を裁判所のみにするのではなく、まず相談する窓口を広げる必要がある。高齢者の免許返納は返納により終了するが、後見制度は申立てと、申立て後のことも考慮する必要があり、判断が難しい。
- 認知症を扱っている日本老年精神医学会のホームページに、成年後見が必要な人の家に往診に行ってくれる人を募集している旨の案内があり、その窓口が東京家庭裁判所になっているのだが、これは裁判所全体の窓口として東京家裁が窓口になっているのか、それとも東京家裁が独自に行っているのか。また、どこまで裁判所全体で、病院あるいは医師にアプローチしているのか。
- 東京家裁のことは分からないが、全体の動きというわけではないと思う。なお、京都でも利用促進基本計画に関する医師との連携は行っており様々な機会に医師の集まりに顔を出して制度説明などを行っている。
- 往診の話については、ニーズから考えると、おそらく鑑定を引き受ける医師の募集だと考える。制度利用の必要な人は、必ずしも病院や診療所に行ける人とは限らず、家で動けない人で、後見の利用が必要で、鑑定が必要だという場合に、その家まで行ってくれる鑑定医を確保したいというところから、東京家裁は先駆的にそういう名簿を作成してニーズに応えているのだと思う。次に、福祉と司法の関係については、確かに、成年後見制度というのは、司法と福祉の分野がまたがる部分に関係しているのだが、肩代わりではない。福祉にずっと携わってきた人は、割と法律に疎くて、財産管理なども実態としては目にするが、どう対応してよいかわからない。逆に、法律の世界に携わってきた人は、法律ばかりで、福祉や貧困などの実態が見えていない。だから、これを今後どのように繋げていって、連携してよりよい社会を目指していくのかという話だと思う。だから、生活保護受給者、貧困者だけを対象にしたものではなく、それぞれが、福祉、法律という狭い世界に生きていくのではなく、うまく連携していかないとこれからの社会がうまく回っていかない、という問題意識なのかなと思う。
- 利用促進をこれから進めるのなら、家庭裁判所の役割が本当に大きくなると思っている。そういう中で、もし大きな災害があったときに、後見を監督する立場の家裁として、いかに対応するのかということが大切だと思う。事業が大きくなればなるほどそのセーフティネットの処理の仕方も並行して考えていただきたい。例えば、定期報告

の時期に報告がなく、確認したところ後見人が亡くなっていたなど、被後見人の利益が保護されないというようなこともあり得るので、対応マニュアルを作成するなど、後見業務をどのように監督されるのか併せて考えていただきたい。

◎ 裁判所に対するエールと問題提起をいただいた。これから検討していきたい。

(5) 次回期日

令和元年12月11日（水）午後3時～